

令和6年第10回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金） 午後1時30分から3時00分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

報告第3号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第3号 生産緑地の取得にかかる農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己
次 長 菊池 智司
係 長 河野 広美

7. 会議の概要

戸邊	委員の皆様、こんにちは。
会長職務代理	ただいまから、令和6年10月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は、全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 7番、染谷義人委員、8番、大久保貴幸委員、お願いします。
	(本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局にお願いします。
菊池 事務局次長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら、後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、続きまして議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。
	【議案第1号に係る申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開いたします。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。 今月は、議案第1号1番から3番につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第1号1番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「大広戸字目小沼通〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「盆栽置場・駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましてはただいま事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので省略させていただきます。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請理由として理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

(理由書朗読)

本社から申請地までの距離ですが、距離は約30km、自動車ですら1時間とのことです。

利用計画としては従業員車5台、社用車3台、盆栽置場として盆栽を240本置く予定となっております。

隣地の同意は必要ございません。

続きまして、被害防除ですが、東側、新設H鋼プラスコンクリート板柵土留め、鋼板3m、水路敷、コンクリート打設、厚さ5cm、西側、新設H鋼プラスコンクリート板柵土留め、プラス鋼板3m、アイドリングストップ看板、南側、新設H鋼プラスコンクリート板柵土留め、プラス鋼板3m、水路敷はコンクリート打設5cm、北側、新設H鋼プラスコンクリート板柵土留め、プラス鋼板3m、出入口は5m掛ける8m、アスファルト舗装、アコーディオンゲート、高さ3m、停止線、会社看板、道路後退あり、75cmということ。敷地内は砂利敷きで、雨水は自然浸透です。

その他、参考事項としましては誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>島根幸一委員。</p>
島根(幸)委員	<p>(挙手により質問)</p> <p>今の説明の中で駐車場用地というのは駐車場ということで、税金は駐車場にかかってくると思うんですけども、盆栽置場に関してはこれは現状の田んぼの、名義が田んぼのままなのか、それとも駐車場と同じように宅地並みみたいな感じで税金がかかってくるのか、どうなのでしょう、その辺は。</p>
菊池 事務局次長	<p>基本的に、農地転用してしまいますともう農地ではなくなりますので、雑種地課税になるかと思います。</p>
島根(幸)委員	<p>盆栽は多分レンタル、リースだからそういうふうになるとは思いますが、盆栽自体に農家がやっているようなことではないんですけども、そういうことではないんですね。</p>
菊池 事務局次長	<p>盆栽という物を置いて販売をするような土地というイメージになりますので、商品を置いておく場所になると思います。</p>
島根(幸)委員	<p>農地に作っているわけではないので。</p>
菊池 事務局次長	<p>管理はするけれども、土地に植えるわけではないので、鉢にそのまま、台を置いて盆栽を置きます。</p>
島根(幸)委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>取り扱っている商品がもう100年、200年、400年物の盆栽を扱っていますので、ですから鉢の入替えとか、あとは新芽が出たときのちょっと、それを整理するとか、そういった工程はありますけれども、商品を置いておくという流れで。</p>
島根(幸)委員	<p>農作業というか、そういうことではないということ。</p>
議長	<p>職人はいます。</p>
島根(幸)委員	<p>職人はいても、分かりました。</p>
議長	<p>ほかにごありますか。</p>

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 盆栽置場・駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号2番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第1号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「上彦名字仲仕込〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇平米」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。
この案件は宮田委員の担当でございます。宮田委員に内容説明をお願いいたします。

宮田委員

それでは、ただいまから議案第1号2番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設の概要、現地の説明につきましては先ほど事務局の説明のとおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請内容ですが、転用目的は駐車場用地で、申請理由といたしまして理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地までですが、距離は50m、2分ということですが、

利用計画といたしましては、修理車両10台、中古車10台、計20台の駐車場となっております。

隣地の同意はいただいております。

続いて、被害防除ですが、東側、農地と隣接しているところですが、板柵土留とネットフェンス1.8m、北側、水路と隣接しているところですが、板柵土留とネットフェンス、1.8m、アイドリングストップ看板、西側、農地と隣接しているところですが、板柵土留とネットフェンス1.8m、南側、市道と隣接しているところですが、板柵土留とネットフェンス1.8m、出入口は4掛ける7mのコンクリート打設、停止板と会社看板を設置します。敷地内は砂利敷きで雨水は自然浸透ということです。以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号2番について説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第1号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「小谷堀字東流通〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇平米」、申請目的「駐車場兼資材置場用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
この案件は恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いいたします。

恩田委員 それでは、ただいまから議案第1号3番の説明をさせていただきます。
譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要は先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオどおりでございますので省略いたします。
(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)
現在使用している駐車場、資材置場ですが、今回の申請が許可になった後は返却するとのことです。転用目的が駐車場兼資材置場用地で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。
(理由書朗読)
続きまして、住所地から申請地までは10mで1分です。
利用計画といたしましては、会社車両4台、来客用1台、単管パイプ80本、踏板300掛ける1,200、10枚、踏板400掛ける1,800、30枚、足場板、250掛ける4,000、15枚、足場板、250掛ける3,000、7枚となっております。
隣地の同意は必要ありません。
続いて、被害防除ですが、東側、隣地既設ブロック積み、西側、コンクリート板柵プラス単管パイプ1m、南側、コンクリート板柵プラス単管パイプ1m、出入口は5m掛ける6m、コンクリート舗装、会社看板、北側、道路既設擁壁プラス格子フェンス、敷地内は砂利敷き、雨水は自然浸透、以上が被害防除の説明でございます。
その他でございますが、誓約書をいただいております。
(資金計画について説明)
農地区分は第2種農地です。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま議案第1号3番について説明が終わりました。
ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。
島根幸一委員。

島根(幸)委員 (挙手により質問)
具体的に、車の大きさというのはどのくらいでしょうか。

議長 担当委員さん、分かりますか。

恩田委員 乗用車2台、トラック2台です。2tトラックです。

議長 ほかにございますか。
島根幸一委員。

島根(幸)委員 ビデオの中で、多分入り口になるところというのは南側になるのでしょうか、砂利道だったような気がするんですけども、有料道路を下りてきて料金所があって、そこら辺から曲がって駐車場に入るのか、それともどこかもうちょっと…

議長 南に成田通りがありまして、今のところはそこに接続しています。その奥が今回の申請になる。だから成田通りから今の自宅、会社のところから入っていく、その脇が新しい道路に接続しているという。

島根幸一委員 では、新しい道路に関しては出入口はできない。

議長 できないということです。

島根(幸)委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございますか。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 駐車場兼資材置場用地 (全員賛成)

議長 続きまして、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。
それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長 議案第2号1番、相続人住所・氏名「〇〇・〇〇」、特例農地等の土地の表示「小谷堀字鯛沼〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」。

次に、「小谷堀字大月通〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」。合計6筆、「〇〇平米」、相続年月日「平成〇〇年〇〇月〇〇日」

いずれも市街化調整区域で申告時と現況変わりありません。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この案件は恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いいたします。

恩田委員 ただいまから議案第2号1番の説明をいたします。

申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、事務局からの説明及び議案書記載のとおりでございます。

(以降、申請地、経営状況、農機具の保有状況について説明)

現地を確認いたしましたが、全て農地として肥培管理されております。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長 続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番につて、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長	<p>議案第3号1番、申出人住所・氏名「〇〇・〇〇」、死亡・故障の生じた者住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「インター南二丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」主たる従事者であったことの証明を受けたい期日「令和〇〇年〇〇月〇〇日」。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第3号1番については島根至代委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。</p>
島根(至)委員	<p>それでは、ただいまから議案第3号1番について説明をさせていただきます。</p> <p>(現地について説明。)</p> <p>現在は農作物が栽培されておりませんが、きれいに耕うんされており、適正に管理がなされております。</p> <p>(続いて、申出人及び申出の事由が生じた者について説明)</p> <p>理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>(理由書朗読)</p> <p>続きまして、生産緑地の従事状況でございますが、最新の生産緑地の主たる従事者等に関する調査によれば、申出人の従事日数は270日とのこととです。</p> <p>以上を踏まえ、今回主たる従事者についての証明は問題ないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>【挙手なし】</p>
議長	<p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>【挙手全員】</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を</p>

上程いたします。

議案第4号1番につきましては江川委員の担当でございます。江川委員に内容説明をお願いいたします。

江川委員

議案第4号1番をご説明いたします。

先月の総会において議案第3号1番、生産緑地の取得のあっせんについての議決を経て、農業委員会において、三郷第38号生産緑地地区の取得のあっせんをすることになりました。それを受け、近隣の農家組合長を通じ、近隣農業者へのあっせんを行いました。買取り希望者が現れず、あっせんができない状況です。

以上、簡単ですが、ご報告いたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番の説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。

開会時間2時30分です。

【15分暫時休憩】

議長

それでは、再開いたします。

続きまして、6番、その他に移らせていただきます。

まず、1番目として、審議会、協議会で報告がございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

大熊委員から、報告をお願いいたします。

大熊委員

① 第2回農政審議会 10月11日 第3委員会室

議長

ありがとうございます。

	ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	ないようですので、それでは、続きまして、その他でもし報告がございましたら、お願いいたします。
	【挙手なし】
議長	それでは、続きまして、事務局からの連絡事項ということでまず、局長からお願いします。
萩原事務局長	① 農地利用状況調査 ② 農業祭の啓発活動について ③ リーフレット「プラスチックや金属を屋外保管するときは許可が必要となります！」
議長	ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項は次長のほうからお願いします。
菊池 事務局次長	① 生き生き農業体験講座 10月26日 中村農園 ② 第51回三郷市菊花展 10月30日から11月12日 市役所1階市民ギャラリー ③ アスパラガス採りっきり栽培研修会 10月31日 JAさいかつ本店会議室 ④ 第48回三郷市農業祭 11月16日、17日 市役所市民広場・勤労者体育館
議長	ありがとうございます。 以上で総会を閉会とします。 それでは、閉会に当たりまして、戸邊会長代理からご挨拶をお願いいたします。
戸邊 会長職務代理	長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。 今月の総会では、農地法5条が3件許可相当になりました。また、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、及び生産緑地の取得のあっせん依頼の回答についてが承認となりました。 審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございます。 以上をもって、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。